





		十 十		九 八				七				八		
		イ 一		振 額 最		ハ		イ 払		ロ		ハ		
		発 行 行		替 単 位		行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行		込 金 額		入 札 発 行 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行		入 札 発 行 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行		
		格 競 価 日		位		額 面 金		札 競 格 第 II 加 場		札 競 格 第 I 加 場		札 競 格 第 II 加 場		
格	五厘以上	額面金額	平成十八年十一月十五日	す。整数の倍の金額に最も	の記載又は記録は、最低額の金	五万円	四千万六千七百三十三万	二千万六千二百四十九	七千九百六十二億五千八百四十	二兆九百八十六億六千二百八十	で三千万四千六百四十六億	た。付国債に付いて、	条第一項の規定に基づき、	特別会計に關する法律第四十七

十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後第二期利子 第二期利子 初利子 利率 入札発行 価格競争 別参加者 債市及び国 債市場 特参加者 別参加者 国債市場

平成二十八年十一月十五日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額 百円につき百円 平成三十九年五月十五日 利率を以て前六ヶ月間に属す 利息を支払う。 額面金額  $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$  規定する期日について同じ。 下、次号及び第十五号において 規、次号及び第十五号において 期が銀行休業日に当たるとき は、その翌営業日に支払う。 期が銀行休業日に当たるとき た金額を支払う。ただし、支払 期とし、次の算式により算出 平成二十九年五月十五日を 年〇・一パーセント 平成二十九年五月十五日を 平成二十九年五月十五日を 平成二十九年五月十五日を

額面金額 百円につき百円六十七